

租税に関する相互行政支援に関する条約及び租税に関する
相互行政支援に関する条約を改正する議定書の説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	条約及び改正議定書の成立経緯	一
2	条約及び改正議定書締結の意義	一
3	条約及び改正議定書の締結により我が国が負うこととなる義務	一
4	早期国会承認が求められる理由	二
5	我が国が行う宣言	二
二	条約の内容	二
1	条約の目的及び対象となる者	二
2	対象となる租税	二
3	定義	二
4	総則	二
5	要請に基づく情報の交換	三
6	自動的な情報の交換	三
7	自発的な情報の交換	三
8	同時税務調査	三
9	海外における租税に関する調査	三
10	矛盾する情報	三
11	租税債権の徴収	三
12	保全の措置	三

13	要請に添付する書類	四
14	期間制限	四
15	優先権	四
16	納付の繰延べ	四
17	文書の送達	四
18	要請国が提供する情報	四
19	要請の拒否の可能性	四
20	支援の要請への対応	四
21	対象となる者の保護及び支援を行う義務の限度	五
22	秘密	五
23	争訟の手続	五
24	条約の実施	五
25	言語	五
26	費用	五
27	他の国際協定又は取極	六
28	条約の署名及び効力発生	六
29	条約の適用領域	六
30	留保	六
31	廃棄	六
32	寄託者及びその任務	六
33	附属書	六

三	改正議定書の内容	六
四	条約及び改正議定書の実施のための国内措置	七
(参 考)		八

一 概説

1 条約及び改正議定書の成立経緯

(1) 国境を越える経済取引、企業の海外進出形態の複雑化・多様化等が進む中、国際的な脱税及び租税回避行為に対処するため、各国の税務当局間の相互行政支援のためのネットワークを拡充している。

(2) 欧州評議会及び経済協力開発機構は、このような状況の下で、各国の税務当局間の相互行政支援のためのネットワークを拡充するため、千九百八十年代後半以降、専門家会合を設け、各国の税務当局間の円滑な相互行政支援を実現するための多数国間条約の作成に取り組んできた結果、租税に関する相互行政支援に関する条約（以下「条約」という。）が、欧州評議会閣僚委員会及び経済協力開発機構理事会において作成された。この条約は、昭和六十三年（千九百八十八年）一月に欧州評議会の加盟国及び経済協力開発機構の加盟国に対して署名のために開放され、平成七年（千九百九十五年）四月に効力を生じた。その後、これまでに四十三国がこの条約に署名した。

(3) さらに、平成二十二年（二千十年）五月に、租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書（以下「改正議定書」という。）が作成され、その署名のために開放されており、これまでに、条約の署名国のうち四十二箇国がこの改正議定書に署名した。

(4) 我が国は、平成二十三年（二十十一年）十一月三日にカンヌ（フランス）において、経済協力開発機構日本政府代表部吉川大使が条約及び改正議定書に署名した。

2 条約及び改正議定書締結の意義

この条約及び改正議定書は、各国の税務当局間における租税に関する情報交換、徴収共助及び送達共助の枠組み等について定めるものである。我が国がこの条約及び改正議定書を締結することは、各国の税務当局との協力の強化及び協力網の拡大を通じ、国際的な脱税及び租税回避行為に更に効果的に対処するとの見地から有意義であると認められる。

3 条約及び改正議定書の締結により我が国が負うこととなる義務

この条約及び改正議定書の締結により、租税に関する情報交換、徴収共助及び送達共助の実施等の義務を負う。

4 早期国会承認が求められる理由

我が国が国際的な脱税及び租税回避行為に主体的かつ効果的に対処する観点から、この条約及び改正議定書を早期に締結することが望ましい。

5 我が国の行う宣言

この条約は、一定の条件の下で、一部の租税についていかなる形態の支援も行わない権利、一部又は全部の租税について徴収共助又は文書送達を行わない権利等を留保すること等について宣言することを認めている。我が国は、次の内容の宣言を行う予定である。

(1) 所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税、復興特別所得税及び復興特別法人税以外の国税について徴収共助を実施しないこと。

(2) 地方税及び社会保険料につき、この条約及び改正議定書を適用しないこと。

二 条約の内容

この条約は、前文、本文三十二箇条及び末文並びに三の附属書から成り、その概要は、次のとおりである。

1 条約の目的及び対象となる者（第一条）

締約国は、情報の交換（同時税務調査及び海外における租税に関する調査への参加を含む。）、徴収における支援（保全の措置を含む。）及び文書の送達について相互に行政支援を行う。

2 対象となる租税（第二条）

この条約が適用される現行の租税は、附属書Aに掲げる。

3 定義（第三条）

この条約上の用語（「要請国」、「被要請国」、「租税」、「租税債権」等）について定義している。また、この条約に定義されていない用語は、締約国の法令において当該用語が有する意義を有する。

4 総則（第四条）

締約国の租税の賦課及び徴収並びに租税債権の徴収及び執行等の目的に関連するあらゆる情報を交換する。

5 要請に基づく情報の交換（第五条）

被要請国は、要請国の要請があったときは、情報を提供する。

6 自動的な情報の交換（第六条）

二以上の締約国は合意によって決定する区分の事案に関して、その合意によって決定する手続に従い、自動的に情報を交換する。

7 自発的な情報の交換（第七条）

締約国は、自国が保有する一定の情報を、事前の要請なしに、他の締約国に提供する。

8 同時税務調査（第八条）

いずれかの締約国の要請があったときは、同時税務調査の事案及び手続を決定するため、相互に協議する。

9 海外における租税に関する調査（第九条）

被要請国の権限のある当局は、要請国の権限のある当局の要請があったときは、被要請国における租税に関する調査の適当な部分に要請国の権限のある当局の代表者が立ち会うことを認めることができる。

10 矛盾する情報（第十条）

締約国は、自国の保有する情報と矛盾すると認められる情報を他の締約国から受領した場合には、当該情報を提供した当該他の締約国にその旨を通知する。

11 租税債権の徴収（第十一条）

被要請国は、要請国の要請があったときは、第十四条（期間制限）及び第十五条（優先権）の規定に従い、要請国の租税債権を自国の租税債権を徴収する場合と同様に徴収するため、必要な措置をとる。原則として、要請国において執行を許可する文書の対象となる租税債権であって、争われていないものについてのみ、適用する。

12 保全の措置（第十二条）

被要請国は、要請国の要請があった場合には、租税債権について争われているとき又は要請国において執行を許可する文書の対象

となっていないときであっても、要請国の一定の額の租税の徴収のために保全の措置をとる。

13 要請に添付する書類（第十三条）

行政支援の要請の際に添付する書類等について定めている。

14 期間制限（第十四条）

租税債権に係る期間であつて、それを超えて当該租税債権を執行することができないものに関する問題は、要請国の法令によって規律されるものとし、支援の要請に従い被要請国がとつた徴収のための措置であつて、被要請国の法令によれば当該期間について停止又は中断の効果を有することとなるものは、要請国の法令の下においても同様の効果を有する。

15 優先権（第十五条）

徴収における支援の対象となる租税債権は、被要請国において被要請国の租税債権に特別に与えられるいかなる優先権も有しない。

16 納付の繰延べ（第十六条）

被要請国は、自国の法令又は行政上の慣行が同様の状況において納付の繰延べ又は分割納付を認める場合には、納付の繰延べ又は分割納付を認めることができる。

17 文書の送達（第十七条）

被要請国は、要請国の要請があつたときは、要請国から発出される文書であつて、この条約の対象となる租税に関するものを名宛人に送達する。

18 要請国が提供する情報（第十八条）

支援の要請に当たり、明示されるべき事項等について定めている。

19 要請の拒否の可能性（第十九条）

被要請国は、要請国が自国において利用可能な全ての手段をとっていない場合には、その要請に応ずる義務を負わない。

20 支援の要請への対応（第二十条）

被要請国は、支援の要請に応じた場合には、要請国に対し、とった措置及び当該支援の結果をできる限り速やかに通報する。

21 対象となる者の保護及び支援を行う義務の限度（第二十一条）

この条約のいかなる規定も、対象となる者に対し被要請国の法令又は行政上の慣行によって保障される権利及び保護に影響を及ぼすものではない。また、被要請国は、自国又は要請国の法令又は行政上の慣行に抵触する措置をとること、自国又は要請国の法令又は行政上の慣行の下において入手することができない情報を提供すること等の義務を課されない。

22 秘密（第二十二条）

この条約の規定に基づき締約国が入手した情報は、秘密として取り扱われるものとし、租税の賦課若しくは徴収等に関与する者又は当局に対してのみ開示される。さらに、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示するためには、情報を提供した締約国の権限のある当局の事前の許可を条件とする。

23 争訟の手続（第二十三条）

この条約に基づき被要請国がとった措置についての争訟の手続は、被要請国の適当な機関にのみ提起する。また、特に、徴収分野に関連して、租税債権の存在若しくは額又はその執行を許可する文書に関してとられた措置についての争訟の手続は、要請国の適当な機関にのみ提起する。

24 条約の実施（第二十四条）

締約国は、それぞれの権限のある当局を通じ、相互に通信する。この条約の実施又は解釈に関し二以上の締約国間で困難又は疑義が生じた場合には、これらの締約国の権限のある当局は、合意により当該困難又は疑義を解決するよう努める。また、締約国の権限のある当局の代表者から成る調整機関は、適当な場合には、この条約の改正を勧告することができる。

25 言語（第二十五条）

支援の要請等使用する言語について定めている。

26 費用（第二十六条）

支援を行うに当たり生じた費用の負担について定めている。

27 他の国際協定又は取極（第二十七条）

この条約と他の国際協定等との関係について定めている。

28 条約の署名及び効力発生（第二十八条）

この条約は、この条約に拘束されることに同意する旨をその後表明する欧州評議会及び経済協力開発機構の加盟国については、批准書、受諾書又は承認書の寄託の日の後三箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

29 条約の適用領域（第二十九条）

この条約を適用する領域の特定、この条約の適用の拡大等について定めている。

30 留保（第三十条）

いずれの国も、一定の条件の下で、一部の租税に関するいかなる形態の支援も行わない権利、徴収における支援及び文書の送達における支援を行わない権利等を留保することができる。

31 廃棄（第三十一条）

この条約の廃棄の手続について定めている。

32 寄託者及びその任務（第三十二条）

寄託の手続等について定めている。

33 附属書

附属書Aにはこの条約が適用される租税（我が国については所得税、法人税等）、附属書Bには権限のある当局（我が国については財務大臣又は権限を与えられたその代理者）及び附属書Cには自国民の定義について宣言を行う場合にはその内容が、それぞれ記載されることとなる。

三 改正議定書の内容

この改正議定書は、前文、本文十箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

1 条約第四条に関して、締約国は、条約の対象となる租税に関する締約国の法令の運用又は執行に関連するあらゆる情報を交換す

る（改正議定書第二条）。

2 条約第十九条を削除する（改正議定書第四条）。

3 条約第二十一条に関して、支援を行う義務が課されていない場合として、要請国が自国の法令又は行政上の慣行の下でとることができる全ての合理的な措置をとっていない場合の支援及び要請国が得る利益に比して被要請国の行政上の負担が明らかに不均衡である場合の徴収における支援を加えるとともに、自己の課税目的のために必要でないこと又は銀行秘密であることのみを理由として、情報の提供を拒否することができないこと等の規定を加える（改正議定書第五条）。

4 条約第二十二条1及び2の規定に関して、入手した情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において、情報を提供した締約国の権限のある当局の事前の許可なく開示することができるよう改める（改正議定書第六条）。

5 条約第二十八条に関して、この改正議定書が効力を生じた後に条約の締約国となる欧州評議会の加盟国又は経済協力開発機構の加盟国は、別段の意思表示をしない限り、この改正議定書によって改正された条約の締約国となること、欧州評議会又は経済協力開発機構の加盟国以外の国も条約を締結することができること、この改正議定書によって改正された条約は原則として効力を生じた年の翌年の一月一日以後に開始する課税期間に関する行政支援について適用されること等を追加する（改正議定書第八条）。

四 条約及び改正議定書の実施のための国内措置

この条約及び改正議定書の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

(参 考)

一 条約について

1 採択 昭和六十三年一月二十五日 ストラスブール（フランス）において採択

2 効力発生 平成七年四月一日

3 署名国 平成二十五年二月一日現在 四十三箇国

アルゼンチン、オーストラリア、アゼルバイジャン、ベルギー、ブラジル、カナダ、コロンビア、コスタリカ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、グルジア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、アイスランド、インド、インドネシア、アイルランド、イタリア、日本国、大韓民国、マルタ、メキシコ、モルドバ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スウェーデン、チュニジア、トルコ、ウクライナ、英国、アメリカ合衆国

4 締約国 平成二十五年二月一日現在 二十二箇国

アルゼンチン、オーストラリア、アゼルバイジャン、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、グルジア、アイスランド、インド、イタリア、大韓民国、モルドバ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、スロベニア、スペイン、スウェーデン、ウクライナ、英国、アメリカ合衆国

二 改正議定書について

1 採択 平成二十二年五月二十七日 パリ（フランス）において採択

2 効力発生 平成二十三年六月一日

3 署名国 平成二十五年二月一日現在 四十二箇国

アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、コロンビア、コスタリカ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、グルジア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、アイスランド、インド、インドネシア、アイルランド、イタリア、日本国、大韓民国、マルタ、メキシコ、モルドバ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア

ア、ロシア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スウェーデン、チュニジア、トルコ、ウクライナ、英国、アメリカ合衆国
4 締約国 平成二十五年二月一日現在 十八箇国

アルゼンチン、オーストラリア、デンマーク、フィンランド、フランス、グルジア、アイスランド、インド、イタリア、大韓民
国、メキシコ、モルドバ、ノルウェー、ポーランド、スロベニア、スペイン、スウェーデン、英国

